

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

厳しい財政状況を踏まえ、知事および副知事の給与カットを行うため、知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 改正前条例に規定する知事および副知事に係る給料月額および期末手当の減額の特例を、この条例の施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの間においても、行うこととします。(第 1 条、第 2 条、第 3 条関係)

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ 平成 22 年 10 月および同年 11 月の給料額についての特例を定めることとします。

議第 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「間」を「間および知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第 号）の施行の日から平成23年3月31日までの間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成22年10月31日までの間（以下「調整期間」という。）の知事および副知事の給料額は、改正後の第1条および第2条の規定にかかわらず、調整期間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額から、同年7月20日から施行日の前日までの間（以下「暫定期間」という。）に支給される給料額から暫定期間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額を減じた額に相当する額を減じた額とする。ただし、当該減じた額が零を下回った場合は、零とする。
- 3 前項ただし書に規定する場合における平成22年11月1日から同月30日までの間の知事および副知事の給料額は、改正後の第1条および第2条の規定にかかわらず、同月1日から同月30日までの間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額から、暫定期間に支給される給料額から暫定期間についてこれらの規定による給料月額により算定した場合の給料額を減じた額に相当する額（前項の規定により既に減じた額を除く。）を減じた額とする。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>(知事の給与の特例)</p> <p>第1条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成22年7月19日までの間における知事の給料月額、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の23(期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の20)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(期末手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。</p>	<p>(知事の給与の特例)</p> <p>第1条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成22年7月19日までの間および知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年滋賀県条例第 号)の施行の日から平成23年3月31日までの間における知事の給料月額は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の23(期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の20)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(期末手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。</p>
<p>(副知事の給与の特例)</p> <p>第2条 知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年滋賀県条例第69号)の施行の日から平成22年7月19日までの間における副知事の給料月額は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の15(期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の10)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(期末手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。</p>	<p>(副知事の給与の特例)</p> <p>第2条 知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成18年滋賀県条例第69号)の施行の日から平成22年7月19日までの間および知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年滋賀県条例第 号)の施行の日から平成23年3月31日までの間における副知事の給料月額は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例別表1の規定にかかわらず、同表による額からその100分の15(期末手当の算出の基礎となる場合にあっては、100分の10)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(期末手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表による額とする。</p>
<p>(知事および副知事の期末手当基礎額の特例)</p> <p>第3条 平成20年4月1日から平成22年7月19日までの間における知事および副知事の期末手当基礎額は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例第2条第3項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により給料の月額に加算する額として定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額を給料の月額に加算した額とする。</p>	<p>(知事および副知事の期末手当基礎額の特例)</p> <p>第3条 平成20年4月1日から平成22年7月19日までの間および知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年滋賀県条例第 号)の施行の日から平成23年3月31日までの間における知事および副知事の期末手当基礎額は、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例第2条第3項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により給料の月額に加算する額として定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額を給料の月額に加算した額とする。</p>